



複写厳禁

様式第6号(第7条関係)

2指令幸第1-4号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 刈谷市大正町六丁目203番地

氏 名 ヒラテ産業 有限会社

代表者 代表取締役 平手 藤章

令和2年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、  
次の条件を付して許可する。

令和2年4月1日

幸田町長 成 瀬 敦



1 許可の内容

- (1) 業 種 一般廃棄物収集運搬業 (ごみ)
- (2) 有効期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 区 域 幸田町全域

2 許可条件

関係法令を遵守すること。